

幼稚園教育要領の変遷に関する一考察

—小学校家庭科を見据えた保育内容「自然」及び「環境」—

A Study on the Transition of Education Procedures in Kindergarten
—An Observation of “Nature” and “Environment” Content in Childcare,
Viewed With Elementary School Home Economics—

天野 佐知子 (人間科学部こども学科助手)

Sachiko AMANO (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Teaching Associate)

〈要旨〉

本研究は、戦後から今日までに刊行、あるいは告示された幼稚園教育要領の歴史的変遷過程を明らかにすることを目的とする。また、社会環境と密接に関係している保育内容「自然」及び「環境」における教育内容についても検討する。その結果、根柢の基本理念「環境を通した子ども主体の保育」は共通であるものの、目標と内容の示し方や構成などにより、保育現場での受け止め方が本来の意図と異なり、幼児教育の特質から離れた保育がなされてしまった過程が見受けられた。また、保育内容「自然」及び「環境」における教育内容は、自然との関わりが減少してきている等の社会状況に鑑み、保育現場でそのような機会が提供されるよう求められてきた経緯が確認された。今後は、より長期的な視点をもって、小学校家庭科との連携・接続も考慮していく必要があると言えよう。

〈キーワード〉

幼稚園教育要領, 保育内容「自然」, 保育内容「環境」, 小学校家庭科

1 目的

2017(平成29)年に幼稚園教育要領が改訂された。文部科学省「幼児教育部会における審議の取りまとめ」(2016)によると、前要領における課題として、幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能が身につけていないこと、幼小連携の上で教育課程の接続が不十分であること、また、「子ども・子育て支援新制度」の実施により質の高い幼児教育を提供することが一層求められていることなどが挙げられた。これらを解決するべく、教育要領の改訂が進められた。今までの幼稚園教育要領においても、このように課題とその解決が図られてきたのであろう。

本研究は、2017(平成29)年に幼稚園教育要領が改訂されたことを受け、戦後から今日までに刊行、告示された教育要領の内容がどのような変遷過程をたどってきたのかについて明らかにすることを目的とする。また、特に社会環境と密接に関係している保育内容「自然」及び「環境」における教育内容がどのように扱われてきたか、どのような変更点が見受けられるかを保育要領及び幼稚園教育要領の変遷過程から検討する。

2 方法

2-1 調査対象

1948(昭和23)年から2017(平成29)年に文部省及び文部科学省より刊行あるいは告示された幼稚園に関する教育要領を調査対象とする。調査対象とした要領を以下に示す。

調査対象とした教育要領

1948(昭和23)年刊行「保育要領」
1956(昭和31)年刊行「幼稚園教育要領」
1964(昭和39)年告示「幼稚園教育要領」
1989(平成元)年告示「幼稚園教育要領」
1998(平成10)年告示「幼稚園教育要領」
2008(平成20)年告示「幼稚園教育要領」
2017(平成29)年告示「幼稚園教育要領」

2-2 調査方法

要領改訂の背景及び各要領において示された保育内容「自然」及び「環境」における教育内容・文言を比較精査し、各改訂による変更点を考察する。

3 調査と考察

3-1 幼稚園教育要領の変遷過程

1947(昭和22)年2月、文部省は、小・中学校のための学習指導要領が作られていくのに対応して、「幼児教育内容調査委員会」を発足させた。メンバーにはGHQ側委員として、連合軍最高司令部民間情報教育局の顧問であるヘレン・ヘッファーナン、日本側委員として、東京女子高等師範学校教授の倉橋惣三を筆頭に約16名が当てられ、1年間の審議の末、1948(昭和23)年「保育要領—幼児教育の手びき—」が刊行された。保育要領は、幼稚園のみならず、保育所や保護者にも役立つものとして編集されており、荒井(2015)は、終戦後間もなく刊行されたこの保育要領が「幼児保育の原点」だと強調し、「日本中の愛するおさな子たち、そしておさな子のお世話をする保育者たちへの、心を込めた純真なメッセージ」だと称している。

「まえがき」には、1947(昭和22)年刊行の学校教育法第78条に示されている幼稚園教育の目標の達成につとめることが記され、その場合の留意点として、「出発点となるのは子供の興味や要求であり、その通路となるのは子供の現実の生活である」こと、「教師はそうした幼児の活動を誘い促し助け、その成長発達に適した環境をつくることに努めなければならない」ことが記されている。そこには、幼児教育の重要性と幼児主体の保育が提唱されている。

保育内容については「六、幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—」の項目の中で「1見学、2リズム、3休息、4自由遊び、5音楽、6お話、7絵画、8製作、9自然観察、10ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、11健康保育、12年中行事」の12の事項において記されている。ねらいや目標は掲げず、副題に記されている「楽しい幼児の経験」の考えに立ち、幼児の一日の生活や体験に即してより細かく、具体的にそれぞれの意義や内容について文章で示してある。それは、「このような方法もありますよ」といったように読む人が保育や子育ての参考になるように提示しているように思われる。具体的ではあるが、限定的ではなく、保育者や保護者が子どもの姿を受け止めながら保育の方法を変えていけるゆとりや幅の広さがそこには感じられた。

しかし、その幅の広さが保育を実践する者にとっては困難さを生んだのかもしれない。保育要領は経験主義に基づき、幼児の生活や主体性を重要視した、今こそ立ち返りたい内容の手引きではあったが、神沢(2014)は、当時の受け止め方はまちまちで「実際にその本質を理解して実践することとの間にはあまりにも距離があった」と指摘している。幼児の自発活動としての経験を大切にす保育要領の趣旨には賛同しても、実際にどのようにしてよいかということに関して、全く保育者自身の経験がなかったという。また、宮内(2014)は、保育要領に対する現場における批判について、「保育内

容と目標とのつながりについて明示されていない」、「保育内容が系統的、組織的でなく、カリキュラム作成に非常に不便である」などが挙げられることを明らかにした。そのような批判や、GHQによる占領政策から日本独自の教育政策への転換の気運が高まったことなどの社会的背景もあり、新しい基準を示すものに改訂しようと「幼稚園教育要領」の作成へと動いていった。

1951(昭和26)年、幼稚園の園長などで構成された幼稚園教育要領の編集委員会が発足した。その後、1953(昭和28)年11月、保育要領から幼稚園教育要領に名称が改められ、1956(昭和31)年、保育要領とは全く異質な幼稚園教育要領が刊行された。保育要領は幼稚園だけでなく保育所や保護者も対象であったが、幼稚園教育要領は名前の通り、幼稚園教育のみが対象となっている。

幼稚園教育要領において、保育内容が新たに「領域」という名の下で6領域(健康、社会、自然、言語、絵画制作、音楽リズム)に区分された。坂元(1964)によれば、「領域とは幼稚園における幼児の望ましい活動を分析して、それを適当に分類したもの」であるという。他にも大きく変更された点として、小学校との接続を意識した点、教育目標を具体的に示し、内容との関係を明示した点、また、指導計画の作成について示した点が挙げられる。「まえがき」にも改訂の要点として大きく記された。保育要領に対する批判的観点の改善が図られたのであろう。

第1章には「幼稚園教育の目標」として5つの目標と各目標に関するより具体的な目標が全32項目示され、指導計画の立案に役立つようにされた。保育要領と同様に、学校教育法第78条の目標を基本としているが、幼稚園の幼児は「目標を達成するように指導されなければならない」とされ、保育要領には示されなかった幼稚園教育独自の目標が明確に示された。そして、これらの目標に合わせて分類された保育内容6領域について、「幼児の発達上の特質」とそれぞれの領域において予想される「望ましい経験」が明記された。この領域区分は保育内容を組織的に捉え、また、指導計画を立案しやすくするために分類されたものであり、「幼児の具体的な生活経験は、ほとんど常に、これらいくつかの領域にまたがり、交錯して現れる」こと、「小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にする」ことが注意すべき点として記されている。指導計画を作成する際の配慮事項においても「もともと幼児の生活には、このような分化はない」ことを強調している。

しかしながら、このように留意されてはいたが、「領域」の創出が保育現場に混乱を生じさせてしまったようである。幼稚園教育要領は、保育要領にて示された「自由遊び」主軸の幼児主体のものから一転し、教師主導の小学校的なものと言われるようになってしまった。田甫(2004)は、「小

学校的」な保育実践が展開されたことについて、当時の保育者は「領域」をそれまでなじみの深かった小学校以上の「教科」の考え方と同様に捉え、目標から直結する活動内容を設定するようになったからだ指摘している。また、坂元(2014)は、新教育要領における領域の功罪を論じ、罪というべき事柄として、保育内容が領域に示された内容のみに偏ってしまうこと、領域にこだわり、子どもの活動を細切れにしてしまう危険性があることなどを挙げた。さらに、領域に対する理解の浅さや誤解からくる混乱が各方面に起こり、「1日の保育時間をそれぞれの領域に何分ずつあてたらいいか」といったことが大まじめに問題にされたり、「自由遊び」が軽んじられることになったりしたという。このことについて編集委員であった当時千葉大学助教授の宮内孝(2014)は、製本に当たりページ数削減のため、「手足をもぎとられ、肉を削り取られて骨だけになってしまった」と記し、そのために、「多くの誤解を招き、教育実践の場に混乱を巻き起こした」と指摘している。

このような状況を改善するために、幼児教育の特質と独自性を明確にし、教育内容の刷新充実を図ることが必要となった。1963(昭和38)年9月、教育課程審議会において「幼稚園教育課程の改善」が諮問され、幼稚園の教育は小学校の準備教育ではないこと、知識や技能の習得に偏った教育は改めること、また、家庭との連携を密接に図ることなどについて討議検討がなされ、1964(昭和39)年3月、新しい幼稚園教育要領が告示された(富永他, 1966)。幼稚園教育要領改訂に際し、学校教育法施行規則76条が改正され、従来の「幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領の基準による」との規定から、「幼稚園の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする」との規定に改められた。これにより、1964(昭和39)年改訂幼稚園教育要領を含め、これ以降の幼稚園教育要領は、小学校・中学校・高等学校と同様に、文部省告示として公示することとされ、教育課程の基準としての性格が明確化された(文部科学省, 2011)。

本要領は第1章に「総則」が置かれ、第一に幼児教育の「基本方針」が11項目示された。「目標」の項目はなくなり、「基本方針」において幼児に培われてほしい態度等が示されるとともに、「幼児の生活経験に即し、その興味や欲求を生かして、総合的な指導を行なうようにすること」などの幼児教育の特質に関する留意事項が指し示された。「〇〇ができるようになる」といった一見到達目標に見えるものが第一に掲げられた前要領と比べると、幼児教育の特質が分かりやすく述べられ、教師主導の保育に陥りにくいように思われた。保育内容に関しては、保育現場に「領域」という概念が浸透してきたのであろうか、改訂前の6領域がそのまま踏襲され、各項目に「幼稚園修了までに幼児に指導することが望ま

しいねらい」と「指導上の留意点」が示された。

その後、しばらく改訂は行われなかったが、幼児を取り巻く環境の変化に対応すべく、1985(昭和60)年、教育課程審議会で「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」の諮問が行われ、前改訂から25年後の1989(平成元)年、幼稚園教育要領は2回目の改訂を迎えた。民秋(2008)は、1965(昭和40)年頃からの保育に関わる注意すべき社会の変化として、都市化、核家族化、少子化により家族や地域社会の「養育力の低下」がますます顕著となっていることを挙げ、幼稚園が社会的要請に応える体制を充実させていくことが求められてきていると指摘している。

改訂版において、幼児の自発的な遊びの重要性が改めて訴えられ、「幼稚園教育は環境を通して行うものである」ことが幼稚園教育の基本として明示された。第1章「総則」には、上記のような「幼稚園教育の基本」に加え、前要領では置かれていなかった「幼稚園教育の目標」及び「教育課程の編成」が示されるようになった。「幼稚園教育の目標」は心情、意欲、態度が基本となっている。さらに、6領域であった保育内容が、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」の5領域に改められた。この5領域は、改訂前までの6領域を新たな視点で捉え、小学校の教科とは異なるということが強調されたのだと推察される。また、保育内容が「ねらい及び内容」として示され、「幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度など」をねらいに、「ねらいを達成するために指導する事項」を内容に記されることとなった。

これらの「ねらい及び内容」の事項を見てみると、「指導」という言葉がほとんど見られない。それは、「環境による保育」を基本に掲げ、教師主導ではなく、子ども中心の保育がなされるように強調されたのだと伺える。しかし、早瀬・山本(2016)は、改訂版におけるこのような転換が実践場面においては子ども中心の保育を強調し、教師の援助の方向性が示されなかったため、教師の指導性を否定することにもつながったと指摘している。指導への誤解が生まれ、一部には自由放任の保育が現れたという。

上記のような状況も踏まえ、1998(平成10)年、幼稚園教育要領は改訂された。改訂版では、教師の役割が明確に示され、指導計画作成上の留意事項に「幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること」と、新たに明記された。基本的な考え方は、前要領から

引き続き維持され、保育内容も同様の5領域の構成である。

2006（平成18）年に教育基本法が、2007（平成19）年に学校教育法が改正され、幼児期の教育が規定されたことで、幼稚園が学校教育の最初の段階として明確に位置づけられた。これら教育法の改正や社会状況の変化に伴い、2008（平成20）年幼稚園教育要領が改訂された。

前要領にて提示された「幼稚園教育の目標」は、学校教育法に記載され、第1章「総則」には「幼稚園教育の基本」と「教育課程の編成」のみが示された。「幼稚園教育の基本」の冒頭には「幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」と記され、幼児教育の重要性が強調された。その他、幼小連携や預かり保育及び子育て支援の推進、園と家庭の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実が示された。上記のような変更点は見られたが、基本理念や保育内容等に大きな変更は見られなかった。

2017（平成29）年3月、幼稚園教育要領と同時に保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も改訂され、3歳以上の教育の共通化が図られた。また、章立てが見直され、学習指導要領と同じ骨格構造のもと、小学校との接続も明確にされた。さらに、「総則」において「幼稚園教育において育みたい資質・能力及び『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』」が新たに示された。「幼稚園教育において育みたい資質・能力」として示された3項目について無藤（2017）は、それは、「幼児期を通して子どもにどのような力が育つか」ということを抽象的に整理したものだとして補足している。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、「5領域の内容等を踏まえ、特に5歳児の後半にねらいを達成するために、教員が指導し幼児が身に付けていくことが望まれるものを抽出し、具体的な姿として整理したもの」（文部科学省、2016）10項目（10の姿）のことを指す。この10の姿は評価の視点としても新たに加えられることになり、教育課程における小学校との接続が強調された。これらは個別に取り出されて指導されるものではなく、「遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むよう努めることが重要である」点に留意しなければならない。

「領域」の概念が創出され、現場に混乱をもたらした1956（昭和31）年版教育要領のように、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」だけが独り歩きして、小学校への接続を強化した教師主導の指導になってしまわないかが懸念される。「環境を通しての保育」を基本とし、子どもたちの主体的な遊びから何が培われ、どのような力を必要としているのかを見極める力が保育現場にはさらに求められるのではないだろうか。

3-2 保育内容「自然」・「環境」の変遷

1948（昭和23）年刊行の保育要領では、保育内容に「自然観察」という項目が存在する。「自然観察」においては、「幼

児にとって自然界の事物・現象は驚異と興味の中心をなす未知の世界である。それで幼児期から素朴な直感によってものごとを正しく見、正しく考え、正しく扱う基礎的な態度を養うことがたいせつである」と、幼児が自然に触れることの大切さを強調し、自然の経験を子どもたちに与える月ごとの年間計画の一例を掲げている。4月は「小川あそび」、6月は「かえるつり」、11月は「落ち葉拾い」など、季節に合った自然遊びについて、遊び方や草花・生き物の種類、加えてその際の注意事項を具体例を挙げながら示している。「自然観察」の項目の最後には「こわしたり、よごしたりするようなことはあまり気かけないように」との注意書きもされている。自然と触れ合う際の大切な留意事項である。この時代は、子どもたちの身近に自然があるのは当たり前で、「小川あそび」や「かえるつり」などに親しんでいたのではないかと考えられる。他にも年間計画には「どんぐり拾い」や「雪遊び」など今にも通じる遊びが挙げられており、自然遊びは不変であることが窺える。

続く、1956（昭和31）年刊行の幼稚園教育要領の領域「自然」における保育内容では、「幼児の発達上の特質」として「好奇心に富み、見るもの聞くものに関心を持ち、盛んに質問したがる」、「まだ、物を全体としてありのままに見ることはできないで、部分的、自己中心的である」など7項目が示された。ここに示された「幼児の発達上の特質」は、年齢差は区別されておらず、「幼児教育として一般的な観点から必要と思われるおもなものを取り上げた」という。幼児の発達には個人差が大きいことに留意しながら、身の回りのものや動植物への関心について、幼児の特性や発達上難しいことについても記されている。このように自然領域における幼児の発達が示されたことにより、保育現場では保育内容が考えやすくなったのではないと思われる。

また、「望ましい経験」として以下の5項目（1～5）と、各項目におけるより詳細な具体事例が31項目（○）示された。具体事例についてはその一部を記す。「1.身近にあるものを見たり聞いたりする。○飼育している金魚・小鳥・こん虫・にわとり・うさぎなどを見て話す。2.動物や植物の世話をする。○おたまじゃくし・金魚・小鳥・虫などをいたわる。3.身近な自然の変化や美しさに気づく。○おたまじゃくしなどの変化を見たり、絵にかいたりする。4.いろいろなものを集めて遊ぶ。○木の葉・木の実・貝がら・小石などを集めて遊ぶ。5.機械や道具を見る。○おもちゃなどの構造に関心を持つ。」これらの内容は、地域の実情や幼児の実際の姿から「どのような経験を選び、またどのような形で幼児に経験させたらよいかについてくふうしなければならない」と次の章において記されている。「望ましい経験」としてこのように幼児の行動が具体的かつ端的に羅列されていて分かりやすいが、限定的に示されているため、このような幼児の姿が見られるよう

に教師主導の保育がなされるのではないかと懸念される。また、自然と触れ合うことの意義などは記されていない。

これに対し、1964（昭和39）年改訂版の6領域における「自然」においては、ねらい4項目（「身近な動植物を愛護し、自然に親しむ」、「身近な自然の事象などに興味や関心を持ち、自分で見たり考えたり扱ったりしようとする」、「日常生活に適応するために必要な簡単な技能を身につける」、「数量や図形などについて興味や関心をもつようになる」）が示された。また、各項目について「山川、気象、天体などの自然の事象におどろきや親しみを感じ、その美しさや大きさなどに気づく」などと、より詳しく記された小項目全21項目が示された。前要領では含まれなかった数量や図形に関する事項が新たに追加され、日常生活や遊びの中で数量や図形に興味・関心を持ち、科学的な態度が養われることが重要視されたのではないかと考えられる。また、前要領のように動植物名などの具体名称が挙げられることはなく、一般的な表現となった。代わりに指導上の留意点において、「幼稚園や家庭などで育てている草花や動物」、「屋外の自然における指導を中心として」などと記され、参考にできるように示されている。前要領では「見る、話す」などの行動面の内容が多かったが、新要領では「気づく、興味や関心をもつ」などの心情面に関する内容がほとんどを占めた。そのため、内容が制限されず、またここに縛られることなく教育内容を考えることが出来るのではないだろうか。

1989（平成元）年改訂版において、保育内容が5領域編成に変更され、領域「自然」がなくなり、「自然」と「社会」の要素が組み込まれた領域「環境」が新たに示された。領域「環境」を含む5領域は2017（平成29）年告示の新要領まで変わらず踏襲されている。保育内容は、ねらいとして「（1）身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ、（2）身近な環境に自分からかかわり、それを生活に取り入れ大切にしようとする、（3）身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする」の3項目が明示された。内容は「自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く」など10項目が示された。また、前要領では見られなかった、情報や国旗に関する事項が新たに追加された。「情報」が生活の中で重要視される大切な環境の一部となったことが伺える。一方、前要領で記されていた「山川、気象、天体などの自然の事象」など対象物を指し示す表現は一切なくなり、より抽象度が増したように見受けられる。

1998（平成10）年改訂版では、教育課程審議会答申にて自然に触れる機会の一層の充実が示され、要領の「内容の取り扱い」においても「幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思

考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること」と新たに留意された。このように自然と触れ合うことの重要性について言及されたのは、保育要領以来初めてである。時代や環境の変化、特に、都市化が進んだことにより、幼児にとって今まで生活の一部であった自然が、身近な存在ではなくなりつつあることが推察される。保育現場は子どもたちに自然と触れ合える機会を提供する貴重な場としてますますその充実が図られなければならない。園庭の環境や動植物の飼育栽培など、子どもたちが身近に自然を感じられるような工夫を凝らしていく必要が求められる。

2008（平成20）年改訂版では、「内容の取り扱い」において、「他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること」という文言が新しく追加された。身の回りの環境に興味を持ち、関わっていく中で探究し、「思考を深める過程を育てる」ことがねらいとされている。また、小学校との連携に鑑み、「協同的な学びの取組」が推進されたことも意図されるであろう。

2017（平成29）年告示の新要領においては、「内容」に「日々の生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」という項目が新たに追加され、「内容の取り扱い」において、「社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること」と記された。地域社会とのつながりの希薄化や国際社会となっている現状に鑑み、保育現場が子どもたちにそのような場を提供していくことも大切になってくると思われる。

社会とのつながりを意識するには、自分が周囲の環境に支えられながら生活していることに目を向ける必要がある。小学校家庭科では、家庭生活を基盤として、家族や地域とのかかわり、衣食住や消費生活及び福祉・環境問題について実践的・体験的に学習する。遊びの中から環境との相互作用によって、生活の基礎を培っていく幼児教育と家庭科とのつながりは大きいと思われる。小学校低学年の生活科、中学年以降の理科や社会科、そして家庭科へと、幼児期の経験が繋がっていくことが期待される。現在、生活体験の不足等から幼児に基本的技能が身につけていないことが課題として挙げられている。古郡・浜口（2013）は、現在の生活は物やサービスに囲まれてそれを消費するだけの生活になりがちであり、そのような消費生活だけでは生活実践力は身に付かないと指摘している。保育現場においては、このような現状に鑑み、自発的に周囲の環境に働きかけようとする幼児の姿を見逃さず、また、そのきっかけとなるような場を提供し、生活力の獲得を促していくことがさらに求められるであろう。幼小連携や園と家庭との連続性を踏まえた教育を行うことの重要性も考慮すると、より長期的な視点をもって、小学校家

庭科との連携・接続を見据えてもよいのではないだろうか。

4 まとめ

本研究は、2017（平成29）年に幼稚園教育要領が改訂されたことを受け、戦後から今日までに刊行、あるいは告示された幼稚園教育要領が、どのような変遷過程をたどってきたのかについて明らかにすることを目的とした。また、社会環境と密接に関係している保育内容「自然」及び「環境」における教育内容がどのように扱われてきたか、どのような変更点が見られるかを検討した。

調査と考察の結果、保育要領及び幼稚園教育要領の変遷をたどり、まず、幼児教育の重要性が社会に認知されるようになってきた過程を確認できた。また、その時代において子どもたちに培いたい力に多少の違いはあるものの、「環境を通した子ども主体の保育」という基本理念が根底に置かれていることに変わりはなかった。しかし、目標と内容の示し

方や構成などにより、保育現場での受け止め方が本来の意図と異なり、幼児教育の特質から離れた保育がなされてしまった過程が見受けられた。今回改訂された新要領においても、新しい視点が盛り込まれたが、幼児教育の基本は何であるか、常に原点に立ち返る必要があるだろう。また、保育内容「自然」及び「環境」における教育内容は、自然や地域との関わりが減少してきている社会状況に鑑み、その重要性が主張され、保育現場でそのような機会が提供されるよう求められてきた経緯が確認された。

現在、生活体験の不足等から基本的技能が身につかないことや、園と家庭との連続性を踏まえた教育を行うこと、幼小連携の重要性が課題として挙げられている。この点から、今後はスタートカリキュラムに留まらず、より長期的な視点をもって、小学校家庭科との連携・接続も見据えた保育内容「環境」の在り方を検討していく必要があると言えよう。

引用文献

- 荒井洸 2015 幼児保育の原点に立ち返って：文部省「保育要領」（一九四八年三月）を読む 季刊保育問題研究, 271, 29-52.
- 古郡曜子・浜口由佳 2013 保育者に必要な家庭科的視点 北海道文教大学論集, 14, 79-86.
- 早瀬眞喜子・山本弥栄子 2016 幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と保育要領を読み解く プール学院大学研究紀要, 57, 365-380.
- 神沢良輔 2014 池田祥子・友松諦道編著 戦後保育50年史第4巻保育制度改革構想 保育要領と実践 日本図書センター
- 富永正・隈元保・黒木一男・角尾稔・宮内孝 1966 改訂幼児教育総論 協同出版
- 宮内隆 2014 池田祥子・友松諦道編著 戦後保育50年史第4巻保育制度改革構想 昭和31年以降の幼児教育 日本図書センター
- 文部科学省 2008 幼稚園教育要領解説 フレーベル館
- 文部科学省 2011 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼稚園教育専門部会第1回資料 幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siry0/07072701/007.htm (2018年11月30日閲覧)
- 文部科学省 2016 幼児教育部会における審議の取りまとめについて（報告）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/057/sonota/_icsFiles/afiedfile/2016/09/12/1377007_01_4.pdf (2018年12月3日閲覧)
- 文部科学省 2017 幼稚園教育要領解説 フレーベル館
- 文部省 1948 保育要領—幼児教育の手引き— 師範学校教科書
- 文部省 1956 幼稚園教育要領 フレーベル館
- 文部省 1964 幼稚園教育要領 フレーベル館
- 文部省 1989 幼稚園教育要領 フレーベル館
- 文部省 1998 幼稚園教育要領 フレーベル館
- 文部省 1969 幼稚園教育九十年史 ひかりのくに昭和出版
- 無藤隆 2017 平成29年告示幼稚園教育要領まるわかりガイド チャイルド本社
- 中村三緒子 2017 幼稚園教育要領・教育課程の変遷と課題 淑徳大学短期大学部研究紀要, 56, 99-108.
- 坂本彦太郎 2014 柴崎正行編著 戦後保育50年史第2巻保育内容と方法の研究 領域の功罪と「活動の全貌」（1956）日本図書センター
- 民秋言 2008 幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷 萌文書林
- 田甫綾野 2004 昭和31年版幼稚園教育要領に対する保育者の受けとめ方—ライフストーリーにみられる保育者の日常的「構え」を通して— 保育学研究, 42(2), 80-91.

参考文献

- 池田祥子・友松諦道 2014 戦後保育50年史第4巻保育制度改革構想 日本図書センター
- 文部科学省 1998 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）（平成10年7月29日 教育課程審議会）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_katei1998_index/toushin/1310294 (2018年12月3日閲覧)
- 文部科学省 2005 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1215266_1424.htm (2018年12月3日閲覧)
- 文部科学省 2018 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 家庭編 東洋館出版社
- 無藤隆・汐見稔幸・砂上史子 2017 ここがポイント! 3法令ガイドブック フレーベル館
- 無藤隆・民秋言 2008 ここが変わった! NEW 幼稚園教育要領・保育所保育指針ガイドブック フレーベル館